

県支広第30044-17号
令和2年8月14日

群馬県所管 公益社団・財団法人 代表理事
群馬県所管 移行一般社団・財団法人 代表理事 } 各位

群馬県知事 山本 一太
(生活こども部県民活動支援課)



群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン」に基づく要請の
周知について（依頼）

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、令和2年8月14日に開催しました、第17回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、令和2年8月15日以降の県内の警戒度を「2」に引き上げることを決定しました。

つきましては、県民及び事業者の皆様に対し、同ガイドラインに基づく警戒度2における要請を行いますので、貴団体におかれましては、貴下会員や関係者等に対し各種広報・連絡手段を通じて周知いただきますようお願いいたします。

《添付資料》

【資料1】群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン」に基づく要請
(8月15日以降)

担当：公益法人係 前川 山下 内藤
TEL：027-226-2148
FAX：027-223-2944
mail：maekawa-koz@pref.gunma.lg.jp